

イ 給付費の内容

資料 2-3

(イ)市加算運営費について

市加算運営費に含まれる各種加算の概要について説明します。

(説明にあたっての注意事項)

・お示しする単価表等については、令和6年度市加算運営費になります。令和7年度市加算運営費においては、内容や金額に変更がある可能性がありますので御注意ください。

・市加算運営費については、本市で定める「川崎市子どものための教育・保育給付費等支給要綱」において規定しています。支給要綱については、本市HPに掲載があるほか、改正等があった場合にはお知らせいたします。

・市加算運営費については、入所児童の処遇向上、施設職員の加配、処遇改善等の安定的な施設運営のために必要な経費を公定価格に上乗せして加算するという趣旨であることから、必要な国基準保育士等に加えて配置する職員に対して支払うものになります。このため、国基準が満たされないことにより、併せて市加算運営費についても適用がなされない場合があります。

・公定価格に上乗せして加算するという趣旨であることから、公定価格の拡充に伴い、市加算運営費の内容が縮小される場合があります。

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

①～⑥ 旧市加算分

●概要

右表のとおり

●適用要件

原則、全施設において適用

●月額の計算方法

加算額×初日児童数

※④特別扶助費については賞与月(6月・12月)のみ加算

※⑥児童災害共済掛金については、当年度中の最初に在籍した月に1回のみ加算(年度途中で転園し、前園と異なる災害共済給付制度等の掛金が発生した場合を除く)

項目	内容	加算額
① 給食費	利用する子どもの給食内容を向上させるために、国の公定価格中の給食費に、子ども1人当月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当月額528円
② 行事用給食費	行事時の特別給食のため、国の公定価格中の給食費に子ども1人当月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当月額113円
③ 冷暖房費	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の冷暖房費に、子ども1人当月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当月額58円
④ 特別扶助費	施設職員の待遇改善を図り、もって利用する子どもの処遇を向上させるため、6月と12月の賞与月に、国の公定価格中の人件費に、子ども1人当月額単価を各初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当月額賞与月(6月・12月)に各12,600円
⑤ 一般生活費	利用する子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の給食材料費や保育材料費等の一般生活費に、子ども1人当月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの	子ども1人当月額840円
⑥ 児童災害共済掛金	利用する子どもの施設管理下における災害に備えて、災害共済給付制度等の掛金を、国の公定価格中の事業費に、子ども1人当月額単価を掛金支払子ども数分加算するもの(ただし、当年度中の最初に在籍した月に1回のみ加算)	子ども1人当月額1回375円

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑦ 市主任保育士専任加算

●概要

平成23年度以降開設した保育所のうち、国の公定価格上の主任保育士専任加算の支給対象となっていない60人以上定員の施設に対して、国の主任保育士専任加算相当分として、1施設当月額単価を加算するもの。

●適用要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- ・主任保育士の専任体制※を構築しているものの、国の主任保育士専任加算の適用がないこと。
- ・平成23年度以降に開設した施設であること。
- ・定員が60人以上であること。

※国の主任保育士専任加算におけるものと同様の体制を指す(主任保育士がクラス担任を兼務することは不可)

●月額 of 計算方法

1施設当月額250,000円

※市主任保育士専任加算が適用となる場合、配置される代替保育士の人数分として、施設の必要保育士数(その他国基準保育士相当)を1名分追加します。当該追加分が充足されない場合、市主任保育士専任加算は適用できません。

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑧ 障害児保育費認定

●概要

障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに対して、保育士等の加配を行い、対象となる子どもの処遇向上を図るため、国の公定価格中の人件費に、障害の程度に応じた対象児1人当り月額単価を対象子ども数分加算するもの。

●適用要件

以下の認定基準により本市が認定する対象児が在籍していること。

<認定基準>

- ・重度: 特別児童扶養手当1級、身体障害者手帳1級もしくは療育手帳A1の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども
- ・中度: 特別児童扶養手当2級、身体障害者手帳2級もしくは療育手帳A2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども
- ・軽度: 身体障害者手帳3～6級もしくは療育手帳B1～B2の交付を受けている子ども又はそれと同程度の障害等を有すると認められる子ども

※障害児保育費認定の詳細については近日中に送付する申請案内を御参照ください。

●月額の計算方法

- ・重度: 対象児1人当り月額261,200円
- ・中度: 対象児1人当り月額208,960円
- ・軽度: 対象児1人当り月額130,600円

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑨ 補足給付費

●概要

生活保護世帯の子どもに対して、保護者が支払うべき日用品・文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収額を減免する場合に、その補填として、対象児1人当月額単価を限度に対象子ども数分加算するもの。

●適用要件

利用者負担区分がA階層(生活保護世帯)の児童に対し、「川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」第13条第4項各号に掲げる実費徴収が可能な費用のうち、1号(日用品、文房具その他特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用)と2号(特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用)に係る費用を減免する場合

※本市における補足給付費の取り扱いについては、「川崎市の民間保育所における実費徴収に係る補足給付費事業の取り扱いについて(通知)」を御参照ください。

●月額の計算方法

対象児1人当月額2,700円(限度額)

※当事業については、子ども・子育て支援法第59条第3号に基づく地域子ども・子育て支援事業の1事業になりますが、本市においては、市加算運営費と同様に例月給付費での支給を行っています。

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑩ 衛生管理加算

●概要

利用する子どもの使用済み紙おむつを施設において収集し、法令等に従い適切な方法により処理等を行うことをもって、保護者及び施設職員の負担を軽減させるために、0～2歳児1人当月額単価を月初日利用子ども数分加算するもの。

●適用要件

使用済み紙おむつを施設において、法令等に従い適切な方法で処理していること。

※衛生管理加算の取り扱いについては、「市独自加算における衛生管理加算の新設について(通知)」を御参照ください。

●月額 of 計算方法

1人当月額単価264円 × 初日児童数(0～2歳児)

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑪-1 延長保育費 基本分・加算分

●概要

延長保育を実施する施設に対して、各施設の各月の実延長保育時間の区分と土曜延長の実施有無に応じて、延長保育に要する経費(補食代実費徴収分を除く)として加算するもの。

なお、当該人数には、保育標準時間認定子どもと保育短時間認定子どもであって、11時間の開所時間を超えて、延長保育を利用した子ども数を換算するものとする。

●適用要件

延長保育を実施すること。

※本市における延長保育事業の取り扱いについては、市HPで掲載している「川崎市延長保育事業実施要綱」を御参照ください。

●月額の方法

実延長保育時間に応じた基本分+(加算分×7人目以降の利用子ども数)
※利用する子どもが6人未満の場合は、月額基本分÷6人(小数点以下切捨て)×利用する子ども数

※当事業については、子ども・子育て支援法第59条第3号に基づく地域子ども・子育て支援事業の1事業になりますが、本市においては、市加算運営費と同様に例月給付費での支給を行っています。

⑪-1 延長保育費 基本分・加算分

実延長保育時間	土曜延長	基本分 (6人まで)	加算分 (7人目から1人当たり)
朝／夕 0.5時間	実施あり	月額 91,000円	月額 1,600円
	実施なし	月額 75,800円	
夕 1時間	実施あり	月額 182,000円	月額 3,200円
	実施なし	月額 151,700円	
夕 1.5時間	実施あり	月額 273,000円	月額 4,800円
	実施なし	月額 227,500円	
夕 2時間	実施あり	月額 364,000円	月額 6,400円
	実施なし	月額 303,300円	
夜間保育の朝 0.5時間	実施あり	月額 128,200円	月額 2,800円
	実施なし	月額 106,800円	
夜間保育の朝 1時間	実施あり	月額 256,400円	月額 5,600円
	実施なし	月額 213,700円	
夜間保育の朝 1.5時間	実施あり	月額 384,500円	月額 8,400円
	実施なし	月額 320,400円	
夜間保育の朝 2時間	実施あり	月額 512,700円	月額 11,200円
	実施なし	月額 427,300円	
夜間保育の朝 2.5時間	実施あり	月額 640,800円	月額 14,000円
	実施なし	月額 534,000円	
夜間保育の朝 3時間	実施あり	月額 769,000円	月額 16,800円
	実施なし	月額 640,900円	

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑪-2 延長保育費 保育短時間認定児延長保育加算分

●概要

保育短時間認定子どもが各施設の8時間のコアタイムの範囲を超えて、11時間の開所時間の範囲内で、延長保育を利用した場合に、当該延長保育に要する経費として加算するもの。

●適用要件

保育短時間認定こどもについて、8時間のコアタイムの範囲を超えて、延長保育を実施すること。

●月額 of 計算方法

延長保育時間(0.5時間単位)×1人当り月額加算分1,600円

⑪-3 延長保育費 障害児加算分・保育料免除加算分

●概要

延長保育の実施に伴い、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもに係る経費や生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもの保育料免除分の補填として、当該子どもの各月の延長保育時間に応じた1人当り月額加算分を加算するもの

●適用要件

本市から認定された障害児や、生活保護世帯・市民税非課税世帯等の子どもについて、延長保育を実施すること。

●月額 of 計算方法

延長保育時間に応じた1人当り月額加算分×利用するこども数(延長保育時間ごと)

⑪-3 延長保育費 障害児加算分・保育料免除加算分

項目	延長保育時間	加算分
障害児保育分	0.5時間	1人当たり月額 6,530円
	1時間	1人当たり月額 13,060円
	1.5時間	1人当たり月額 19,590円
	2時間	1人当たり月額 26,120円
	2.5時間(夜間保育のみ)	1人当たり月額 32,650円
	3時間(夜間保育のみ)	1人当たり月額 39,180円
保育料免除分	0.5時間	1人当り月額 1,000円
	1時間	1人当り月額 2,000円
	1.5時間	1人当り月額 3,000円
	2時間	1人当り月額 4,000円
	2.5時間(夜間保育のみ)	1人当り月額 5,000円
	3時間(夜間保育のみ)	1人当り月額 6,000円

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑫ 休憩休息保育士雇用費

●概要

利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各施設に必要な条例上の保育士4人につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。

●適用要件

必要となる国基準保育士数を超えて常勤保育士を配置すること。

なお、対象職員数については、毎月初日の在籍子ども数と利用定員数で、年齢別配置基準に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数のより多い人数を4で割り返し、小数点以下を切上げた人数を限度とする。

※本市における職員配置基準については、別資料を御参照ください。

●月額の方法

[基本分単価142,100円＋(加算分単価6,600円×加算率)]×対象職員数

●支給月数

給与分は、対象となる常勤保育士の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は、6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって、6月と12月に2.25箇月ずつ支給する。

※賞与分の支給対象要件等は「賞与月の取扱い等について(通知)」を御参照ください。

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑬ 年休代替保育士雇用費

●概要

利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、各施設に必要な条例上の保育士その他公定価格上の基準保育士と休憩休息保育士を配置した上で、1施設につき1人の常勤保育士の加配に要する経費を加算するもの。

●適用要件

必要となる国基準保育士と休憩休息保育士の数を超えて常勤保育士を配置すること。
なお、対象職員数については、各施設1人を限度とする。

※本市における職員配置基準については、別資料を御参照ください。

●月額の方法

[基本分単価142,100円 + (加算分単価6,600円 × 加算率)] × 対象職員数

●支給月数

給与分は、対象となる常勤保育士の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は、6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤保育士数によって、6月と12月に2.25箇月ずつ支給する。

※賞与分の支給対象要件等は「賞与月の取扱い等について(通知)」を御参照ください。

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑭ 看護師雇用補助費

●概要

利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、1施設につき1人の常勤看護師の配置に上乗せして要する経費を加算するもの。

●適用要件

常勤看護師(准看護師を除く)を配置すること。
なお、対象職員数については、各施設1人を限度とする。

●月額 of 計算方法

月額1人当り単価52,200円×対象職員数

●支給月数

給与分は、対象となる常勤看護師の実際の雇用月数によって毎月の支給とし、賞与分は、6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤看護師数によって、6月と12月に2.25箇月ずつ支給する。

※賞与分の支給対象要件等は「賞与月の取扱い等について(通知)」を御参照ください。

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑮ 調理員雇用費

●概要

利用する子どもの処遇向上及び施設職員の待遇改善を図るため、公定価格上の基準常勤調理員数に加えて、市が定める定員数に応じた常勤調理員の加配に要する経費を加算するもの。

●適用要件

公定価格上の基準常勤調理員数(40人以下は1人、41人以上は2人)を超えて常勤調理員を配置すること。

なお、対象職員数については、定員が61人以上150人以下の施設は1人、定員が151人以上240人未満の施設は2人、定員が240人以上の施設は3人を限度とする。

※本市における職員配置基準については、別資料を御参照ください。

●月額 of 計算方法

$[基本分単価123,400円 + (加算分単価5,500円 \times 加算率)] \times 対象職員数$

●支給月数

給与分は、対象となる常勤調理員の実際の雇用月数(半月単位)によって毎月の支給とし、賞与分は、6月と12月の各初日に雇用されており、前後1箇月超の配置のある賞与支給対象となる対象常勤調理員数によって、6月と12月に2.25箇月ずつ支給する。

※賞与分の支給対象要件等は「賞与月の取扱い等について(通知)」を御参照ください。

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑯ 事務職員雇用費

●概要

事務の複雑化・電子化等に対応するため、公定価格上の事務職員雇上費に加えて、事務職員の雇用に係る経費を加算するもの。

●適用要件

公定価格上の事務職員雇上費の適用があること。

なお、対象職員数については、各施設1人を限度とする。

●月額 of 計算方法

定員が20人以上60人以下の施設は月額1人当り57,600円

定員が61人以上120人以下の施設は月額1人当り69,120円

定員が121人以上180人以下の施設は月額1人当り80,640円

定員が181人以上240人以下の施設は月額1人当り92,160円

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑰ 週40時間勤務保障保育士雇用費

●概要

常勤保育士の週40時間勤務を保障するため、定員が60人以上の施設に対し、臨時的任用保育士の雇用費を加算するもの。

●適用要件

定員が60人以上であること。

なお、対象職員数については、毎月初日の在籍子ども数と利用定員数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数のより多い人数に1人を加えた人数とする。

また加算趣旨より、当該月のすべての土曜日について閉所する場合は適用しない。

※本市における職員配置基準については、別資料を御参照ください。

●月額 of 計算方法

月額1人当り単価26,120円 × 対象職員数

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑱ 産休明け保育対応保育士雇用費

●概要

産休明け(生後5箇月未満)の子どもが利用している施設に対し、産休明け保育対応保育士を対象児2人につき1人加配するための雇用費を加算するもの。

●適用要件

月の初日に生後5箇月未満の子どもが利用している施設において、産休明け保育対応保育士(非常勤保育士による場合は常勤換算)を配置すること。

なお、対象職員数については、毎月初日の生後5箇月未満の在籍子ども数に応じて、2:1の基準に基づき、必要保育士数を算出し、小数点以下切上げとした人数を限度とする。

●月額 of 計算方法

月額1人当り単価244,500円×対象職員数

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑭ 産休等代替臨時職員雇用費

●概要及び適用要件

有給による産休・病休制度を有する事業者が運営する施設に対し、常勤職員が出産又は傷病により長期休暇する場合において、その代替えとなる臨時的任用職員(常勤職員に限る)を雇用する場合に、その経費を加算するもの。

●月額の方法

職種に応じた日額単価※¹ × 対象職員数※² × 支給日数※³

※¹常勤の代替職員の職種に応じて定められた日額単価限度額の範囲内で、実際の雇用契約内容から算出した額(日給換算とし日額交通費を含む。ただし10円未満切捨て)とする。

日額単価限度額については、保育士:10,880円、栄養士:9,930円、看護師:11,420円、准看護師9,740円、調理員9,380円、保育士補助等9,380円、事務員9,380円とする。

※²産休・病休職員1人に対し、常勤の代替職員1人とする。なお、このうち、栄養士、准看護師、保育士補助等、事務員については、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものに限る。

※³産休代替の場合は、産休職員の出産予定日の8週間前の日(多胎妊娠の場合は14週間前の日)から産後8週間を経過する日までの期間で、現に代替職員が勤務した日数とする。

病休代替の場合は、病休職員の休業開始日から6箇月を経過するまでの期間で、現に代替職員が勤務した日数とする。

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

⑳ 市処遇改善等加算Ⅱ

●概要

公定価格上の処遇改善等加算Ⅱにおいて、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる職員の経験年数が3～6年目の者と7年以上の者がいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完するもの。
ただし、公定価格上の処遇改善等加算Ⅱの支払いがない場合には対象外とする。

●適用要件及び月額の計算方法

処遇改善等加算に係る資料を御参照ください。

㉑ 市処遇改善等加算Ⅲ

●概要

当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に、市が公定価格上の算定基準を超えて加配を求める保育士等に対する処遇改善に要する費用を加算するもの。

●適用要件及び月額の計算方法

処遇改善等加算に係る資料を御参照ください。

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

② 指導用給食費

●概要

利用する子どもの給食指導のため、保育士の指導用として用意する給食の費用を加算するもの。

●適用要件

原則、全施設において適用。

なお、対象職員数については、毎月初日の在籍子ども数で、条例上の基準に基づき、年齢区分ごとに小数点第2位以下を切捨て小数点第1位まで必要保育士数を算出し、その合計人数の小数点以下を四捨五入した人数に2人を加えた人数とする。

※本市における職員配置基準については、別資料を御参照ください。

●月額 of 計算方法

月額1人当り単価1,795円 × 対象職員数

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

㉓ 嘱託医手当

●概要

利用する子どもの健康管理の充実を図るため、毎月の定期健康診断(随時の入園前健康診断を含む)の実施等に伴う嘱託医への手当を、公定価格中の嘱託医手当に加算するもの。

●適用要件

原則、全施設において適用。

※本市における定期健康診断及び入園前健康診断等の取り扱いについては、本市が発出する通知を御参照ください。

●月額 of 計算方法

定員区分等に応じた加算額

※園医報酬基準額については、公定価格中の嘱託医手当と併せて、嘱託医に支払われる報酬額の下限です。

㉓ 嘱託医手当

定員区分	上段:加算額、下段:園医報酬基準額
40人以下定員の施設	月額 7,830円 (月額 21,400円)
41～60人定員の施設	月額 18,530円 (月額 32,100円)
61～90人定員の施設	月額 36,330円 (月額 49,900円)
91～120人定員の施設	月額 39,430円 (月額 53,000円)
121～150人定員の施設	月額 42,130円 (月額 55,700円)
151～180人定員の施設	月額 45,230円 (月額 58,800円)
181～210人定員の施設	月額 59,430円 (月額 73,000円)
産休明け保育実施民営化施設(91～120人定員)	月額 50,430円 (月額 64,000円)
産休明け保育実施民設化施設(121～150人定員)	月額 53,130円 (月額 66,700円)
乳児専門施設	月額 60,630円 (月額 74,200円)
240人定員の施設	月額 78,860円 (月額 92,430円)

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

②④ 入園前健康診断手当

●概要

新たに利用を開始する子どもの健康状況を把握するため、4月一斉入所前に健康診断を実施するための嘱託医への手当を、2月に加算するもの。

●適用要件

原則、全施設において適用。

●月額 of 計算方法

定員区分に応じた加算額

②④入園前健康診断手当

定員区分	加算額
60人以下定員の施設	21,400円
61～180人定員の施設	32,100円
181～240人定員の施設	42,800円

②⑤ 歯科検診事業費

●概要

利用する子どもに歯科検診を実施するため、歯科医への手当として、公定価格中の人件費に加算するもの。

●適用要件

原則、全施設において適用。

●年額 of 計算方法

定員区分に応じた加算額

②⑤ 歯科検診事業費

定員区分	加算額
60人以下定員の施設	年額 28,000円
61～90人定員の施設	年額 31,000円
91～120人定員の施設	年額 34,000円
121～150人定員の施設	年額 37,000円
151～180人定員の施設	年額 40,000円
181～210人定員の施設	年額 43,000円
211～240人定員の施設	年額 46,000円

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

㊼ 市第三者評価受審加算

●概要

第三者評価の受審を促進するため、公定価格中の第三者評価受審加算に加えて、第三者評価の受審に要する費用を加算限度額の範囲内で、3月に加算するもの。

●適用要件

公定価格における第三者評価受審加算の適用があること。

●月額 of 計算方法

第三者評価の受審に要する費用のうち、公定価格における第三者評価受審加算額150,000円を除いた額(1施設当り100,000円を上限とする)。

㊽ 市休日保育加算(障害児受入分)

○概要

休日保育事業において、障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもの受入れを行った場合に、保育士等の加配に要する経費として、公定価格中の休日保育加算に加えて加算するもの。

○適用要件

休日保育事業において、本市が認定する障害児の受け入れを行った場合。

○月額 of 計算方法

日額単価5,200円×月の利用日数

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

②⑦ 地域活動事業費

○概要

地域の子育て支援を推進するため、加算条件を満たす場合に、当該事業の実施に要する費用を加算限度額の範囲内で加算するもの。

○適用要件

右表の5事業のうち、複数事業を実施すること。

○年額の計算方法

事業の実施に要する費用(1施設当り年額200,000円を限度とする。)

※原則、年度内に1度のみの申請とする。

事業名	事業内容
世代間交流等事業	老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、又は、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。
異年齢児交流等事業	保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、児童の社会性を養う。
育児講座・育児と仕事 両立支援事業	地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。
地域の特性に応じた保育 需要への対応事業	地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について市長が特に必要と認めたもの。
保育所体験特別事業	適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。

イ 給付費の内容(市加算運営費)

資料 2-3

②9 市賃借料加算

○概要

賃借物件により運営する施設に対して、安定的な事業継続を確保するため、公定価格中の賃借料加算に加えて、市が定める加算上限額の範囲内で賃借料の加算を行うもの。

○適用要件等

図のとおり

○月額の方法

市が定める月の加算上限額－公定価格中の賃借料加算月額

市が定める月の加算上限額の算定における各地域区分となる保育所	
A地域	鹿島田、新川崎、武蔵小杉、新丸子、元住吉、武蔵溝ノ口、溝の口、高津、梶が谷、登戸、向ヶ丘遊園の各駅を最寄りとしその駅からの道のりが1km以内にある保育所
B地域	川崎大師、鈴木町、港町、京急川崎、川崎、川崎新町、小田栄、尻手、矢向、平間、向河原、武蔵中原、武蔵新城、二子新地、宮崎台、宮前平、鷺沼、津田山、宿河原、稲田堤、京王稲田堤、生田、読売ランド前、百合ヶ丘、新百合ヶ丘、柿生、栗平の各駅を最寄り駅としその駅からの道のりが1km以内にある保育所
C地域	大師橋、東門前、八丁畷、久地、中野島、五月台の各駅を最寄りとしその駅からの道のりが1km以内にある保育所及び最寄り駅からの道のりが1km超にある保育所

市が定める月の加算上限額の算定方法

60人未満
定員施設
(※)

【算定方法】

以下の地域区分ごとの加算基準額(月額)の範囲内で、実際に要する賃借料月額を加算上限額とする。ただし、その額に100円未満の端数があった場合は、これを切捨てるものとする。

■加算基準額

A地域:月額541,500円 B地域:月額511,500円 C地域:月額451,500円

60人以上
定員施設
(※)

【算定方法】

以下の算定上の園舎・園庭面積に地域区分ごとの加算基準単価(月額)を乗じた額の範囲内で、実際に要する賃借料月額を加算上限額とする。ただし、その額に100円未満の端数があった場合はこれを切捨てるものとする。

■算定上の園舎面積

以下の表に基づき算定された基準面積と実園舎面積のうち、小さい方の面積を算定上の園舎面積とする。

基準面積			
以下の基本面積+加算面積			
基本面積		加算面積	
以下の定員区分別の1人当り面積×定員数		以下の加算要件に該当する場合、加算面積を加算	
定員区分	1人当り面積	加算要件	加算面積
60～90人	7.4㎡	低年齢児の受入れを促進するために、乳児室及びほふく室を整備する場合の加算面積	36.0㎡
91～120人	7.2㎡		
121～150人	7.0㎡		
151～180人	6.7㎡	一時保育室併設 加算面積	67.0㎡
181～210人	6.6㎡		
211～240人	6.5㎡	地域子育て支援 センター併設加算面積	80.3㎡
241～270人	6.4㎡		

■算定上の園庭面積

上記園舎に附帯し、賃貸借契約上、密接不可分であって、認可基準を満たす園庭について、2歳以上定員数に6.6㎡を乗じた面積と実園庭面積のうち、小さい方の面積を算定上の園庭面積とする。

■加算基準単価

A地域:月額1㎡当り2,200円 B地域:月額1㎡当り1,600円 C地域:月額1㎡当り1,300円

※ただし、当初、60人未満定員であった施設が定員増により、60人以上定員施設となった場合で、60人未満定員施設の算定方法によった方が加算上限額が大きい場合は、上記定員区分によらずに、60人未満定員施設の算定方法によることができるものとする。